

提案する諸条例等の制定要旨

承認第2号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の承認を  
求めることについて

この専決処分の承認は、令和8年度税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律」(令和8年法律第2号)が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行する必要がある事項のみ所要の改正を行ったものです。

主な改正内容は、軽自動車税における軽自動車税環境性能割の廃止による関係規定の廃止及び「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に名称変更する等の整理、個人住民税における特定大口株主配当等の特定配当等への追加、固定資産税における改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定の新設に伴う措置等を講ずるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日と定めています。

承認第3号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決  
処分の承認を求めることについて

この専決処分の承認は、令和8年度税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律」(令和8年法律第2号)及び「地方税法施行令等の一部を改正する政令」(令和8年政令第83号)が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税に係る基礎課税額の課税限度額の引上げ並びに子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額の追加及び課税額の減額等について所要の改正を行ったものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日と定めています。

議案第46号 南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)等の施行(令和8年6月14日)により、在留カード又は特別永住者証明書に個人番号カードの機能を付加した特定在留カード又は特定特別永住者証明書が新たに交付されます。これらを使用して、多機能端末機(マルチコピー機等)で印鑑登録証明書の取得を可能とするため、改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第47号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和8年度税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律」(令和8年法律第2号)が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、固定資産税について、家屋及び償却資産の免税点の引き上げに伴う措置を規定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和9年1月1日外と定めています。

議案第48号 南あわじ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)が規定する対象期間の期限延長が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、固定資産税の不均一課税が適用されうる地方活力向上地域における特定業務施設整備計画の認定期限を2年間延長するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第49号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和8年度の地方税法改正に伴い、福祉医療の所得判定に用いる税額控除の根拠条項を整理するとともに、県の実施要綱との整合性を図るため、所要の改正を行うものです。

本市が準用する「兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱」において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)の「所得割の額」の算出方法を準用していることから、これと記載内容の統一を図るため、関係規定の整備を行うものです。

なお、この条例の施行日を公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用すると定めています。

議案第50号 南あわじ市火入れに関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、気象情報の用語を統一するとともに、近年の気象状況の変化及び林野火災防止対策の強化を踏まえ、火入れの制限に関する規定の見直しを行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。